附則第七条の四の見出し中「令和四年度」を「令和五年度」に改め、同条中「令和四年度分」を「令和五年度分」に改め、同条第一号イ中「令和四年地方税法等改正法」という。）の下に「、地方税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第一号。次号において「令和五年地方税法等改正法」という。）及び」を「という。）」に、「の施行」を「及び所得税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三号。以下この条において「令和五年所得税法等改正法」という。）の施行」に、「令和四年度」を「令和五年度」に改め、同号ロからニまでの規定中「及び令和三年所得税法等改正法」を「、令和三年所得税法等改正法及び令和五年所得税法等改正法」に、「令和四年度」を「令和五年度」に改め、同号ホからトまでの規定中「令和四年度」を「令和五年度」に改め、同号チ中「及び令和三年所得税法等改正法」を「、令和三年所得税法等改正法及び令和五年所得税法等改正法」に、「令和四年度」を「令和五年度」に改め、同条第二号イ中「震災特例法」を「令和五年地方税法等改正法、震災特例法」に、「及び令和四年所得税法等改正法」を「、令和四年所得税法等改正法及び令和五年所得税法等改正法」に、「令和四年度」を「令和五年度」に改め、同号ロ中「及び令和三年所得税法等改正法」を「、令和三年所得税法等改正法及び令和五年所得税法等改正法」に、「令和四年度」を「令和五年度」に改め、同号ハ及びニ中「令和四年度」を「令和五年度」に改め、同号ホ中「及び令和三年所得税法等改正法」を「、令和三年所得税法等改正法及び令和五年所得税法等改正法」に、「令和四年度」を「令和五年度」に改める。

附則第九条の二中「令和四年度分」を「令和五年度分」に改める。

附則第十一条の見出し中「令和四年度分」を「令和五年度分」に改め、同条中「令和四年度に」を「令和五年度に」に、「令和四年度震災復興特別交付税額」を「令和五年度震災復興特別交付税額」に、「令和四年度分」を「令和五年度分」に、「令和三年度震災復興特別交付税額」を「令和四年度震災復興特別交付税額」に、「九百二十九億三千八百七十六万三千円」を「六百五十四億百七十二万円」に改める。

附則第十二条の見出しを「（令和五年度震災復興特別交付税額の一部の令和六年度における交付等）」に改め、同条第一項中「令和四年度分」を「令和五年度分」に、「令和四年度震災復興特別交付税額」を「令和五年度震災復興特別交付税額」に、「令和四年度内」を「令和五年度内」に、「令和三年度震災復興特別交付税額」を「令和四年度震災復興特別交付税額」に、「令和五年度分」を「令和六年度分」に改め、同条第二項中「令和四年度震災復興特別交付税額」を「令和五年度震災復興特別交付税額」に、「令和五年度分」を「令和六年度分」に改める。

附則第十三条第一項中「令和四年度及び令和五年度」を「令和五年度及び令和六年度」に改め、同条第二項中「、令和四年度」を「、令和五年度」に、「令和四年度震災復興特別交付税額」を「令和五年度震災復興特別交付税額」に改める。

附則第十四条の見出し中「令和四年度及び令和五年度」を「令和五年度及び令和六年度」に改め、同条中「令和四年度及び令和五年度」を「令和五年度及び令和六年度」に、「令和四年度に」を「令和五年度に」に、「令和四年度震災復興特別交付税額」を「令和五年度震災復興特別交付税額」に、「地方交付税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第二号）」を「地方交付税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二号）」に、「令和三年度震災復興特別交付税額のうち令和四年度」を「令和四年度震災復興特別交付税額のうち令和五年度」に、「、令和五年度」を「、令和六年度」に改める。

附則第十五条第一項中「令和四年度及び令和五年度」を「令和五年度及び令和六年度」に改め、同条第三項中「令和六年度」を「令和七年度」に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第十二条第四項関係）

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
道府県	一　警察費	警察職員数	一人につき　八、四八九、〇〇〇円
	二　土木費		
	1　道路橋りょう費	道路の面積	千平方メートルにつき　一三六、〇〇〇
		道路の延長	一キロメートルにつき　一、九二八、〇〇〇
	2　河川費	河川の延長	一キロメートルにつき　一八五、〇〇〇
	3　港湾費	港湾における係留施設の延長	一メートルにつき　二九、〇〇〇
		港湾における外郭施設の延長	一メートルにつき　五、三一〇
		漁港における係留施設の延長	一メートルにつき　一〇、二〇〇
		漁港における外郭施設の延長	一メートルにつき　四、八三〇
	4　その他の土木費	人口	一人につき　一、二五〇
	三　教育費		
	1　小学校費	教職員数	一人につき　五、九三二、〇〇〇
	2　中学校費	教職員数	一人につき　五、八四七、〇〇〇
	3　高等学校費	教職員数	一人につき　六、六五九、〇〇〇
		生徒数	一人につき　五九、八〇〇
	4　特別支援学校費	教職員数	一人につき　五、五三六、〇〇〇
		学級数	一学級につき　二、一八六、〇〇〇
	5　その他の教育費	人口	一人につき　三、四九〇
		高等専門学校及び大学の学生の数	一人につき　二一三、〇〇〇
		私立の学校の幼児、児童及び生徒の数	一人につき　三〇九、一四〇
	四　厚生労働費		
	1　生活保護費	町村部人口	一人につき　九、四三〇
	2　社会福祉費	人口	一人につき　二〇、五〇〇
	3　衛生費	人口	一人につき　一五、〇〇〇
	4　高齢者保健福祉費	六十五歳以上人口	一人につき　五七、六〇〇
		七十五歳以上人口	一人につき　九五、二〇〇
	5　労働費	人口	一人につき　四三五
	五　産業経済費		
	1　農業行政費	農家数	一戸につき　一一六、〇〇〇
		公有以外の林野の面積	一ヘクタールにつき　五、二三〇
	2　林野行政費	公有林野の面積	一ヘクタールにつき　一五、四〇〇